
第1章 はじめに

今日、様々な情報メディアの発達や子どもたちの生活環境の変化、さらに幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもたちの「読書離れ」の傾向が指摘されています。

子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもに生きる喜びを与えるものであるとともに、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力やコミュニケーション能力を豊かなものにする力を形成し、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものです。すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、また、適切な時期に適切な本の楽しみに出会えるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することは、極めて重要です。

平成13年12月の第153回国会において、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立し、同月12日に公布、施行されました。この法律は、平成12年の「子ども読書年」を契機とした取り組みをさらに推進していくため、検討が進められてきたものであり、すべての子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、環境整備を推進することを基本理念としています。

この法律に基づき、平成14年8月、国は「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成14年度から18年度までの5年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を示しました。

このたび策定した「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」や国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ、子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭、学校、地域がそれぞれの役割を果たしつつ相互に連携しながら読書環境を整備することを目指しています。特に、平成16年度に完成する県立図書館の機能を生かした全県にわたる読書環境の整備や、県内で活発に活動しているボランティア・NPO等と連携した県民総参加の読書活動の推進など、岡山らしさを生かした重点プロジェクトを含む各施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしています。本計画の実施期間は、平成15年度からおおむね5年間とします。

なお、県内の各市町村におかれては、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項の規定に基づき、国や県の計画を基本とするとともに、それぞれの市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、独自の「子ども読書活動推進計画」を策定されることを期待しています。

第2章 基本の方針・重点プロジェクト

岡山県は、今後、次の1～5の各項目を基本の方針としながら、岡山らしさを生かした重点プロジェクトに取り組みます。

1 県立図書館の機能を生かした子どもの読書活動の推進

平成16年度開館予定の県立図書館では、新たに開設する児童資料部門を中心に直接的な児童サービスを提供するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の読書活動推進のためのセンター的役割を果たします。

【重点プロジェクト】

児童資料閲覧室、児童図書研究室、お話室等を整備し、児童図書の収集・提供、読み聞かせ、ストーリーテリング()、本の紹介等の実施、地域に在留する外国人の子ども等への図書館サービスの提供など、児童資料部門の充実を図ります。(P7)

児童図書研究書の購入や新刊児童図書の全点購入など児童図書資料の整備を図り、県内の市町村立図書館を支援します。(P7)

子どもの読書活動を推進する関係者のための研修の充実に努めます。(P14)

対面朗読室の設置や朗読奉仕等を行い、障害のある子どもの読書活動の推進に向けた諸条件の整備・充実を図ります。(P15)

2 官民協働(パートナーシップ)による子どもの読書活動の推進

県は、市町村立図書館、学校など行政関係の機関はもちろん、保護者、ボランティア・NPO、企業等とも連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組みます。

また、県は、子どもの読書活動の推進に向けた新しい施策の先導的实施や、推進の基盤となる施設、制度の整備及び人材育成、さらに県内各地域の自主的な取り組みを支援します。

【重点プロジェクト】

ボランティア・NPO等民間団体も含め、県全体で子どもの読書活動を推進する体制を整備するため、岡山県子ども読書活動推進会議を設置します。(P23)

子どもの読書活動や子どもの本にかかわる民間団体間の連携・協力の促進に向け、読書ネットワークの構築を進めます。(P8、P24)

家庭・地域との連携による読書活動を推進するため、生きる力をはぐくむ読書活動推進事業などのモデル事業を実施します。(P10、P11)

3 学校における子どもの読書活動の推進

岡山県内には、すべての小・中学校に市町村費で学校図書館担当事務職員()を配置するなど、児童生徒の読書活動の推進に先進的に取り組んでいる市町村があります。

今後、学校の読書環境を整備する中で、子どもたちの読書習慣の形成・確立を進め、豊かな読書力が身に付くよう取り組みます。

ストーリーテリング

話し手が、おはなしや物語を覚えて、本なしで聞き手に語って聞かせること。

学校図書館担当事務職員

本計画では、学校司書等の職名で配置され、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている職員を指すこととします。

【重点プロジェクト】

学校における「朝の読書」や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の取り組みを奨励するとともに、学校関係者に対し、子どもの読書に関する意識の高揚を図ります。(P9、P10)

小学校における児童の読書指導の充実に向け、県内の小学生から、感動した本、おもしろいと感じた本の内容に関するクイズを募集し、「おもしろ読書事典」を作成します。(P10)

学校図書館の図書資料を計画的に整備します。(P16)

12クラス以上のすべての学校に、司書教諭を配置します。(P17)

4 岡山情報ハイウェイを活用した子どもの読書活動の推進

岡山県では、岡山情報ハイウェイの整備により、各地域内の図書館、学校、公民館など公共施設を結ぶ基幹的な県内高速ネットワーク網はもとより、各家庭を含む県内全域にわたる地域情報網が形成されつつあります。

今後、このような県民がいつでもどこからでも利用できる全県的な高速インターネット環境を活用した読書環境の整備を進めます。

【重点プロジェクト】

県及び市町村立図書館間の図書の円滑な相互利用を進めるため、インターネットですべての公立図書館の蔵書が検索できる図書館横断検索システムを構築するとともに、最寄りの市町村立図書館等での図書の提供を可能とする資料搬送システムを整備します。(P13)

県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムを導入し、県民の図書館利用を積極的に支援します。(P13)

メディアセンターとしての立場から、県立図書館は、郷土に関する情報を百科事典的に知ることができる「デジタル岡山大百科」を開設するとともに、検索コーナーやアクセスコーナー、メディア工房を設置するなど、電子図書館サービスを実施します。(P14)

5 子どもの読書活動の推進に関する理解・関心の啓発

子どもは、読書する大人の姿に触発されて、読書意欲を高めるという側面があります。そのため、まず周りの大人自らが読書に親しむよう努めるとともに、広く県民の間に、子どもの読書活動を推進する気運が高まるよう、子どもの読書活動の意義や重要性についての理解と関心を啓発します。

【重点プロジェクト】

「子ども読書の日」(4月23日)を中心に全県的な啓発広報を推進するとともに、全県下の子どもの読書活動推進に係る機関、団体及び一般県民に広く参加を呼びかけ、「子ども読書活動推進フォーラム」を開催し、子どもの読書活動の推進に向けた社会的な気運を高めます。(P10、P20)

各地域で参考となるようなモデル事例を紹介する「実践事例集」を作成・配布するとともに、子どもの読書活動の推進にかかわるデータバンク機能を備えた専用のホームページを開設します。(P10、P21)

「岡山県子ども読書活動推進計画～おかやまどんどん読書プラン～」の体系

- 1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進
 - (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
 - (2) 地域における子どもの読書活動の推進
 - (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- 2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備、その他の諸条件の整備・充実
 - (1) 公立図書館の整備・充実
 - (2) 学校図書館等の整備・充実
 - (3) 図書館間の連携・協力等の推進
- 3 啓発広報等
 - (1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報
 - (2) 各種情報の収集・提供
 - (3) 優れた取り組みの奨励と優良な図書の普及
- 4 子どもの読書活動推進体制の整備
 - (1) 本県における子どもの読書活動推進体制の整備
 - (2) 民間団体間の連携・協力の促進
- 5 財政上の措置

5 ページ以降の【参考】当面の関連事業 は、計画期間の5年間で随時見直し、事業の追加等を行います。

第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

1 家庭、地域、学校等における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における子どもの読書活動の推進

現状と課題

子どもの読書習慣は、家庭での親子のふれあいや様々な体験、言葉かけなど、日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう、親が積極的にかかわっていくことが必要です。

今日の急激な情報化の進展の中で、子どもたちの情報メディアへの過度ののめり込みや、それに伴う屋内への閉じこもりに現れるような人間関係の希薄化、直接体験の不足、心身の健康への影響などに対する懸念が指摘されています。

人間関係をつくる力や想像力、共感して思いやる心などを子どもたちにはぐくむためにも、家庭では、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだりするなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合ったりすることなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

そのため、家庭教育の在り方について考える中で、家庭における子どもの読書活動が推進されるよう、より多くの親が参加する家庭教育講座や交流会等の学習機会の拡充を推進することが課題となっています。

施策の方向

家庭教育に関する学習機会等を通じた、親に対する読書の重要性の理解の促進

市町村のブックスタート()事業等を引き続き支援するなど、家庭での読み聞かせを推進します。

妊娠期の親、乳幼児やこれから小学校に入学する子どもを持つ親、思春期の子どもを持つ親など、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座や、地域における子育て支援のための場や交流活動の機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

乳幼児期の子どもを持つ親のための子育てヒント集である「家庭教育手帳」や、小・中学生の子どもを持つ親に向けて、家庭での教育やしつけについてまとめた「家庭教育ノート」を配布し、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について理解を促します。

【参考】当面の関連事業 (事業概要は、P25を参照)

絵本と出会う・親子ふれあい事業《事業番号1》

子育て学習推進事業《2》

子育て支援ネットワークの充実《3》

「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」の配布《4》

ブックスタート

地域の保健センターで行われる0歳児健診の機会に、司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、赤ちゃんを持つすべての保護者に、赤ちゃんとは絵本の楽しさを分かち合うときの喜びや大切さを丁寧に伝えながら絵本を手渡す運動。

(2) 地域における子どもの読書活動の推進

現状と課題

図書館は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談したりすることのできる場所です。

また、図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導など、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

さらに図書館は、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習機会の提供等も行っています。

岡山県には、県総合文化センター図書館部門をはじめ、現在、公立図書館が47館あります。また、岡山県内の市町村立図書館の館外貸出数は886万5千点で、人口100人当たりでは岡山県は453点で全国8位です。（「日本の図書館 - 統計と名簿 - 」日本図書館協会、平成13年度実績）

県では、平成16年度開館予定の県立図書館において、新たに開設する児童資料部門を中心に直接的な児童サービスを充実するとともに、市町村立図書館、学校図書館、民間団体等との連携を図りながら、県全体の読書活動の推進を図っていくことが課題となっています。また、今後、市町村合併が進んだ際の広域的な図書館サービスや、読書活動推進の在り方も重要な検討課題となっています。

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設です。県内には、平成14年度に開館する3児童館を含めると50館あり、児童館の図書室では、保護者やボランティアと連携した活動を推進することが期待されています。

ボランティア・NPO等民間団体、さらにPTA等社会教育関係団体は、県民に対し、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親しむ様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きな期待が寄せられています。

県内では、平成14年11月現在で、約100の家庭・地域文庫、読書グループにより、草の根的に文庫活動、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等が行われています。

特に本県では、民間団体による読書活動の推進が活発なことから、これら民間団体の活動に対する支援を通して、子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる環境づくりに取り組むことが課題となっています。

施策の方向

図書館における子どもの読書活動の推進のための取り組み

県は、「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年7月文部科学省告示)に基づき、市町村立図書館に対し、

- ・ 子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童・青少年用図書の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介など、子どもの成長・発達に合わせたサービスの実施に努めること
- ・ 地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・提供、利用案内やレファレンス・サービス()等に努めること
- ・ 子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能などを有する住民のボランティアとしての参加を一層促進すること
- ・ 活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など、諸条件の整備に努めること

などの取り組みが一層推進されるよう促します。

県立図書館は、児童資料閲覧室、児童図書研究室、お話室等を設置し、来館する子どもに対し図書の提供や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の直接サービスを行います。

県立図書館は、日常、子どもに接している市町村立図書館への支援のために、十分な図書の収集に努めます。

県立図書館は、子どもに対するサービスの実態や取り組み等に関する様々な情報を収集するとともに、新刊児童図書の全点購入や児童図書研究書の積極的な収集を行い、司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員、研究者、学生等の調査・研究を援助します。

県立図書館は、欧米をはじめ可能な限り世界各国の著名な作家による外国語資料を収集し、市町村立図書館の支援や子どもへの直接サービスを行うとともに、外国語資料に関する利用案内やレファレンス・サービスにも努めます。

県立図書館は、市町村立図書館の司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員、ボランティア等を対象に、読み聞かせやストーリーテリング、優れた本の選択等の技術向上を目指す研修を実施します。

県立図書館は、県立図書館でのボランティア活動を希望する県民を対象に、ボランティア養成講座を実施します。

レファレンス・サービス

利用者の求めに応じて、図書館職員等が調査・研究に必要な本の紹介や資料の検索・提供の手助けなどを行うこと。参考業務ともいう。

県立図書館は、地域の読書活動推進団体・グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・保健センター、保育所等の関係施設・機関と連携し、子どもの読書活動を推進する取り組みの充実に努めるとともに、市町村立図書館にも働きかけます。

県立図書館は、読書の楽しさや必要性を理解してもらうための講演会や講座の実施に努めるとともに、市町村立図書館にも働きかけます。

県立図書館は、保護者やボランティアなど子どもの読書活動にかかわる大人に対し、子どもの本の紹介を日常的に行うよう努めるとともに、市町村立図書館にも働きかけます。

児童館における子どもの読書活動の推進

児童館の図書室で、保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動が推進されるよう促します。

中高校生向けの図書の整備を促します。

民間団体の活動に対する支援

県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し研修を実施し、市町村での子どもの読書活動の活性化を図ります。

ボランティアやNPOなど活動者主体の全県的な読書ネットワークを構築するとともに、ネットワークを活用した交流会、研修講座等の開催、子どもの読書活動関連情報の提供を行うとともに、モデル的事業を実施している団体への活動助成等についても検討するなど、民間団体の活動に対し支援します。

「子どもゆめ基金」(独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター)を民間団体に紹介し、文庫活動や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介など、民間団体が行う取り組みを支援します。

子どもの読書活動を推進する活動の中で、公共性が高いと認められるものについては、活動の場の確保のため県立図書館や新総合福祉・ボランティア・NPO会館(仮称)等の県立施設の利用に便宜を図るとともに、市町村等に対し、域内の公民館などの公共施設の利用に便宜を図るよう呼びかけます。

【参考】当面の関連事業 (事業概要は、P25を参照)

県立図書館開館準備《事業番号5》

おはなしボランティアステップアップ講座《6》

県立図書館ボランティア養成講座《7》

読書ネットワークの構築《8》

(3) 学校等における子どもの読書活動の推進

現状と課題

学校における読書活動は、従来から国語などの各教科等での学習活動を通じて行われており、子どもが読書習慣を身に付け、確かな学力の基盤を形成する上で大きな役割を担っています。

学習指導要領では、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しんで読書しようとする態度を育てる」ことや「読書を生活に役立て、自己を向上させようとする態度を育てる」ことなどが目標とされています。高等学校の国語科においても、「学校図書館を計画的に利用することを通して、読書意欲を喚起し読書力を高めるとともに情報を活用する能力を養うようにする」ことなどが、内容の取り扱いにおける配慮事項とされています。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動が展開されており、学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、より一層、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することが課題となっています。

さらに、各学校においては、児童生徒による図書委員会の活動も工夫されていますが、こうした自発的・自治的な活動が広がり、読書活動がより活発に展開されることが大切です。

現在、県内の学校では、読書の楽しさとの出会いをつくることを目的に、「朝の読書」の時間を設けて自由に本を読ませる試みが見られます。また、学校独自の読書週間を設けたり、読書会を行ったりするほか、司書教諭や学級担任、学校図書館担当事務職員などの教職員が、子どもの発達段階に適した本を紹介したり、読み聞かせやストーリーテリングを行ったりするなど、読書習慣を身に付ける工夫をしている学校もあります。

本との出会いをより豊かにするために、「朝の読書」や図書委員会活動の活性化の取り組みを奨励したり、学校図書館にゆったりとしたスペースを設けたりして、子どもたちが進んで読書を楽しみ、読書習慣を身に付けるようにすることが課題です。

また、司書教諭をはじめとする学校関係者に対し、読書を楽しむ子どもの心に共感する態度の育成や子どもの読書に関する意識の高揚を図ること、さらに障害のある子どもの読書や幼稚園・保育所における幼児期の子どもの読書活動の推進を図ることも課題となっています。

【参考】 県内で全校一斉の読書活動を週1回以上実施している学校数

小学校：268校（61％）、中学校：69校（40％）、高等学校：9校（11％）

（平成14年8月調査から）

施策の方向

児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

県内の学校で次第に広がっている「朝の読書」の実践や、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介、図書委員会活動の活性化などの取り組みを一層奨励します。

学校において良い本を推薦するコーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨したりするなど児童生徒の興味・関心を喚起するよう工夫し、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促します。

児童生徒の創意を生かした読書啓発のための「事典」を作成し、自主的な読書活動の推進を図ります。

児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、県教育センターが実施する国語の研修講座や司書教諭研修講座等において、読書指導に関する研究協議や先進的な取り組み例を紹介するなど、教職員の指導力の向上、学校図書館や地域の公共図書館等を活用した指導の充実に努めます。

学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取り組みに関する情報交換や研究協議等を行う研修講座を開催し、読書指導の充実に努めます。

家庭・地域との連携による読書活動の推進

学校が家庭・地域と連携して、子どもの生きる力をはぐくむ読書活動を推進するモデル事業を実施し、事例の紹介・普及を図ります。

学校関係者の意識高揚

子どもの読書活動の推進にかかわる学校関係者の意識が高まるよう、先進的な取り組みに関する情報交換や研究協議等を行う研修講座やフォーラムを開催するとともに、実践事例集を作成します。

障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により、推進を図ります。

盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を推進します。

幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、県が実施する保育技術研究協議会や教育課程研究協議会等において、教員及び保育士の理解を図ります。

また、幼稚園において豊かな心を育成するため、絵本や物語に親しむ環境を工夫する取り組みを進めるとともに、保育所においても絵本や物語に親しむことのできる環境の整備を促します。

幼稚園や保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中で、読み聞かせ等を推進します。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等を行うことは重要であることから、幼稚園や保育所等の教員及び保育士の理解を促進するとともに、保護者等に対し、それらの大切さについて啓発します。

幼稚園・小学校の連携事業や中学校における職場体験活動、高等学校におけるインターンシップ、さらに異年齢交流等のモデル事業を通して、小学生・中学生・高校生が、幼稚園や保育所の幼児に読み聞かせ等を行ったり、図書館での実習を行ったりするなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫します。

【参考】当面の関連事業（事業概要は、P25、P26を参照）

「おもしろ読書事典」作成事業《事業番号9》

司書教諭研修講座《10》

生きる力をはぐくむ読書活動推進事業《11》

子ども読書活動推進フォーラム in 岡山《12》

おかやまどんどん読書実践事例集の作成《13》

幼稚園における道徳性の芽生えを培う活動等の充実に関する調査研究《14》



2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備、その他の諸条件の整備・充実

(1) 公立図書館の整備・充実

現状と課題

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書ができる環境を整備することが大切です。

図書館は、子どもが、学校外で本と出会い自主的に読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されています。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」において、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、図書館の設置に努めることが示されています。現在、岡山県内においては、図書館を設置している市の割合は100%ですが、町村の割合は41%となっています。したがって、図書館が未設置の町村については、その設置について積極的な検討を行うとともに、図書館が設置されるまでの間は、公民館図書室に専任の職員(司書有資格者が望ましい)を配置し、計画的に子ども向けの図書を収集・提供するなど、子どもの読書環境の整備に努めることが期待されます。

既に図書館の整備が行われている市町村は、児童室・児童コーナーの設置など子どもの読書活動の推進に向けた取り組みを進め、近隣の図書館未設置町村に図書館設置の効果を示すとともに、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車、図書館バス(子どもや高齢者を送迎するバス)、さらには公民館図書室の整備などによる全域サービスを目指し、子どもの生活圏域での読書環境が充実するよう努めることが期待されます。

しかし、個々の市町村立図書館が、子どもの多様な読書要求にすべて対応することは困難なことから、県立図書館が図書館ネットワークの中核として市町村立図書館を支援するなど、子どもに対するサービスを全県に広めていくことも大きな課題です。

また、子どもの読書活動を推進していくためには、市町村立図書館に図書資料を整備するとともに、児童・青少年用図書の蔵書・貸出し情報や、おはなし会()の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報を、地域住民に提供することが必要です。(来館者が利用できる検索用コンピュータが設置されている市町村立図書館は89%、ホームページを開設しているのは58%、インターネット接続コンピュータを来館者に開放しているのは53%となっています。(いずれも平成14年8月調査))

さらに、公立図書館には、児童・青少年用図書や児童文学に関する広範な知識と、子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書を配置することや、障害のある子どもが、地域において自主的に読書活動を行える環境を整備することも課題となっています。

おはなし会

本計画では、読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等のほか、紙芝居、人形劇など様々な行事も含むものとします。

施策の方向

地域における子どもの読書環境の整備

県は、図書館未設置町村に対し図書館設置について指導・助言等を計画的に行い、市町村立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めてもらうとともに、図書館設置の機運を醸成し、その整備を促します。

県立図書館は、図書館未設置町村に対し、その図書館設置について適切な助言・援助をし、図書館設置の機運を醸成する働きかけに努めるとともに、図書館が設置されるまでの間、当面公民館図書室を配本所とする補完的サービスを行います。

県及び県立図書館は、家庭や学校で身に付けた読書習慣が保たれるよう、地域住民の身近にある市町村立図書館に対し支援します。

県立図書館は、市町村立図書館に対して図書館運営に関する助言等を行うため、また、地域の読書環境の実態を把握するために巡回協力事業を行います。

県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間にネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行います。

県立図書館は図書館ネットワークの中核として、次の施策を推進します。

- ・ 県内公立図書館の総合目録として、図書館横断検索システムを構築します。
- ・ 図書館横断検索システムによって検索した資料を最寄りの図書館等を通じて受け取ることのできる資料搬送システムを整備します。
- ・ 県立図書館の蔵書については、インターネット予約システムを導入し、県民の読書活動を積極的に支援します。
- ・ 自館の資料保存だけでなく、全県的立場から資料保存センターとしての役割を果たします。
- ・ 市町村立図書館と学校図書館等とのネットワークの構築を支援します。
- ・ 司書等の資質向上のための研修・研究の機会を提供します。
- ・ 国立国会図書館と県内の他の図書館との連絡窓口としての役割を果たします。
- ・ 岡山県図書館協会、岡山県学校図書館協議会等との連携を図りながら、図書館間の連絡調整に努めます。

図書館の図書資料の整備や情報化の推進

市町村立図書館の図書資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう促します。

県立図書館において、市町村立図書館、学校図書館等を十分支援できる図書資料の整備に努めます。

県立図書館において、司書、司書教諭、学校図書館担当事務職員、研究者、学生、ボランティアなど、子どもの読書活動にかかわっている人々を援助するため、児童図書研究書の購入や新刊児童図書の全点購入を計画的に行います。

県立図書館は、開設間もない町村立図書館や、活動が十分でない図書館へ相当量の図書資料を一括して提供し、その活動の援助ができるよう協力用図書の整備を図ります。

移動図書館車等によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、市町村立図書館における移動図書館車等の整備を促します。

図書館業務へのシステム導入をはじめ、地域住民への図書館情報の発信のためのホームページの開設や、インターネット情報の提供のための利用者開放コンピュータの設置など、図書館の情報化を一層推進します。

県立図書館を「メディアセンター」として位置付け、次の各種の電子図書館サービスを実施します。

- ・ ホームページに、子どもにも使いやすい「デジタル岡山大百科」を開設し、郷土資料・情報を積極的に発信・提供します。
- ・ 検索コーナーでは、県内外の他の図書館蔵書情報の提供を行います。
- ・ アクセスコーナーを設置し、インターネット情報をはじめ各種電子情報を提供します。
- ・ デジタルメディアの編集・加工・開発のための施設・設備（メディア工房）を整備し、利用に供します。
- ・ 地域における図書館の電子化の支援と、県立図書館の情報通信基盤を整備します。
- ・ 図書館サービスの多様化、高度化に対して、図書館職員の専門的研修を行うとともに、地域住民の情報活用能力の向上、情報収集能力を持つ人材育成を推進します。

県立図書館に児童資料閲覧室やお話室を設置し、子どもの読書活動を支援するとともに、児童図書研究室を設置し、子どもの読書活動を推進する関係者の研修の場を確保します。

県立図書館にティーンズコーナーを設置し、中高生向けの各種資料を整備するとともに、読書活動の推進にかかわる情報提供を行います。

司書の養成・研修の充実と適切な配置

県立図書館では、子どもの読書活動を全県的に推進する観点から、児童資料部門の高度化、専門性に十分対応でき、市町村立図書館職員を指導・支援できる高い資質を持った司書の養成・研修と適切な配置に努めます。

県立図書館は、読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の活動を行う民間団体の支援を担当する市町村立図書館司書に対し研修を実施するなど、司書の資質の向上に努めます。

館長、司書が専門的知識・技術を習得することができるよう、経験年数に応じた研修の計画的実施や全国レベルの研修会への派遣など研修の充実を図ります。

県立図書館は、市町村立図書館に対し、「子ども」や「子どもの本」を十分理解する司書の適切な配置に努めるよう働きかけます。

障害のある子どもの読書活動の推進のための諸条件の整備・充実

県内各図書館において、施設整備面での配慮、及び大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等が推進されるよう促すとともに、「声の図書」の増刷・普及に協力する朗読奉仕員の養成を行うなど、障害のある子どもの読書活動の推進のための条件を整備・充実されるよう促します。

県立図書館は、施設面でのバリアフリー化を行うとともに、布絵本・録音図書・字幕入り映像資料等の収集を行い、障害のある子どもの読書活動を支援します。

県立図書館に対面朗読室を設置し、朗読ボランティアの協力による録音図書作り等を行うとともに、そのためのボランティア養成講座を開設します。

【参考】当面の関連事業 （事業概要は、P25, P26を参照）

県立図書館開館準備《事業番号5》(再掲)

おはなしボランティアステップアップ講座《6》(再掲)

県立図書館ボランティア養成講座《7》(再掲)

インターネット予約システム及び資料搬送システムの開発・試行《15》



(2) 学校図書館等の整備・充実

現状と課題

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心をはぐくむ「読書センター」としての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されています。

特に学校教育においては、様々な体験活動を通して、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たすことが求められています。

国では「学校図書館図書整備5か年計画」が策定され、平成14年度からの5年間で総額650億円の地方交付税措置が講じられることとされましたが、図書資料の整備・充実が十分には図られていないとの調査結果があります。また、教育用コンピュータやインターネット接続には、地方交付税措置による整備が進められているとともに、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助が行われているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置が講じられています。

今後、子どもの「生きる力」の育成に向け、より一層の図書資料の計画的整備、学校図書館施設・設備の整備・充実及び情報化の推進が課題となっています。

また、司書教諭は、学級担任や学校図書館担当事務職員等の教職員と連携し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであり、その配置の促進を図ることが課題となっています。

さらに、学校図書館を活用した学習活動や日々の読書指導の充実を図るためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進するとともに、多様な経験を有する保護者をはじめとする地域の社会人やボランティア等の協力を得ながら、児童生徒が読書に親しむ態度を育成することが課題となっています。

特に、学校は、親子で本を読むことができる身近な場所として、児童生徒を含む地域住民に対し、図書館をはじめとする学校施設を積極的に開放することが求められています。

施策の方向

学校図書館図書整備5か年計画による図書資料の計画的整備

学校図書館図書整備5か年計画に基づき、公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料の計画的な整備が図られるよう、各市町村に働きかけます。また、各学校が必要に応じて、家庭や地域に呼びかけ、家庭の本を学校図書館で活用するなど、地域の実態等に応じた取り組みを促します。

県立学校においては、平成13年度から、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校の全校で学校図書館図書資料の重点整備を図っており、今後も各学校の実情に沿った計画的な整備・充実を図ります。

私立学校に対しては、図書資料の整備が促進されるよう、私学助成の充実を図ります。

学校図書館施設・設備の整備・充実

各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促します。

学校図書館の情報化の推進

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータが、学校図書館に効果的に配置されるよう、国の方針に沿って、地方交付税措置による整備を促します。

学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあっても学校内外の様々な情報資源にアクセスできる環境の整備に努めます。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、国の方針に沿って、地方交付税措置等による整備が進められるよう促します。

学校及び図書館との間で、共通の蔵書管理システムの使用、近隣図書館間における定期的な図書搬送システムの構築を行い、自校にない蔵書の検索や貸出しの円滑化と学校図書館機能の充実が図られるよう検討します。

司書教諭の発令の促進、学校図書館担当事務職員の配置やボランティアの協力

12クラス以上のすべての学校に、司書教諭を配置します。また、12クラス未満の学校にも必要に応じて配置するよう努めます。

司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、司書教諭の役割等に関する校内での共通理解を図るとともに、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮等の工夫を促します。

市町村立学校の学校図書館担当事務職員の配置について働きかけます。

各学校における校内研修や研究会などを通じ、子どもの読書活動に関する教職員間の連携を促します。

児童生徒に対する読み聞かせやストーリーテリング、本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動において、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援します。

学校図書館の開放

長期休業日においても、児童生徒を含む地域住民に向けて、安全管理体制なども含め、学校や地域の実態に応じた学校図書館の開放が進むよう促します。

幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所において、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保を促します。

幼稚園や保育所において、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促します。

市町村立図書館等の協力を得て、より一層、発達段階に応じた図書が選定されるよう配慮を促します。

(3) 図書館間の連携・協力等の推進

現状と課題

子どもの読書活動を一層推進していくためには、県立図書館と市町村立図書館、図書館と学校図書館、さらに大学図書館や平成12年にオープンした「国際子ども図書館」も含め、図書館同士が連携・協力を行うことが大切です。

施策の方向

図書館間等の連携・協力

県立図書館は、児童・青少年用資料や児童図書研究書の貸出し、レファレンスの援助、児童資料研究の場の提供、そして図書館職員の交流等により、市町村立図書館と学校図書館等との連携・協力がスムーズに進むよう支援します。

県立図書館は、市町村立図書館間の連携・協力を進めるため、児童・青少年用資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンス・サービスの実施等の取り組みを促します。

県立図書館は、市町村立図書館の求めに応じ、積極的に児童・青少年用資料の協力貸出しを行います。そのため、十分な資料の収集に努めるとともに、資料保存センターとして市町村立図書館で利用度が下がった資料を引き受け保存します。

県立図書館は、市町村立図書館で解決できないレファレンスを引き受け回答するために、児童資料関係の参考図書、基本図書等を整備します。

市町村立図書館と様々な機関が、次のような連携・協力を推進するよう促します。

- ・ 公民館図書室や学校、幼稚園、保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやおはなし会などを実施する。
- ・ 保健所・保健センターで実施される健診の際に、司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する。
- ・ 関係機関が連携・協力して、ブックスタートを実施する。

図書館職員が学校を訪問したり、あるいは児童生徒が図書館を訪問したりして行われる読み聞かせやストーリーテリング、本の紹介等の取り組みを促します。

図書館は、学校図書館との間で、蔵書検索や資料の相互貸借などのネットワーク化を推進します。

県及び市町村の図書館職員、学校関係者、ボランティア等が連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進するための研修会を開催します。

図書館と大学図書館の連携・協力

県立図書館は、大学図書館と連携して、児童書関連資料の相互貸借を進めたり、レファレンスの充実を図ったりします。

県立図書館は、市町村立図書館と大学図書館との連携・協力を支援します。

図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

県立図書館は、「国際子ども図書館」との間で、資料の収集・提供・保存、あるいは児童図書やサービスにかかわる各種情報の収集・提供などの面で、幅広い連携・協力を図ります。

図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促します。

【参考】当面の関連事業 （事業概要は、P25,P26を参照）

絵本と出会う・親子ふれあい事業《事業番号1》（再掲）

図書館職員等研修会《16》



3 啓発広報等

(1) 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報

現状と課題

「子ども読書の日」(4月23日)は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」において、広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために定められ、地方公共団体は、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないこととされています。

平成14年度には、県総合文化センターをはじめ、岡山県内の市町村立図書館、公民館、学校など計35か所で約40に及ぶ事業が実施されました。また、民間団体等も独自に事業を行うなど、子どもの読書活動推進に向けた県民の気運は高まっています。

今後、11月1日の「おかやま教育の日」や「秋の読書週間」などの機会もとらえながら、子どもの読書活動の推進に向けた気運が県内でより一層高まるよう、一般県民等を対象に啓発広報活動を実施することが課題となっています。

施策の方向

全県的な啓発広報

「子ども読書の日」に合わせ、おはなし会や資料展示会などを中心とする県事業を実施するとともに、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等と広く連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の配布等により、全県的な啓発広報を推進します。

読書活動を推進する関係者や子ども自身の参加による、子どもの読書活動の振興方策を協議するためのシンポジウムやフォーラム等を開催します。

「子ども読書の日」や「秋の読書週間」を中心に、その趣旨にふさわしい行事が県内各市町村で活発に実施されるよう促します。

【参考】当面の関連事業 (事業概要は、P26を参照)

子ども読書活動推進フォーラム in 岡山《事業概要12》(再掲)

(2) 各種情報の収集・提供

現状と課題

現在、岡山県内の子どもの読書活動推進に関する実態を把握するための調査としては、次のようなものがあります。

(社)読書推進運動協議会

家庭・地域文庫など読書グループに関する調査

「子どもの読書週間」、「秋の読書週間」での各市町村の取り組み調査

県教育庁生涯学習課

市町村生涯学習・社会教育関係調査（図書館活動状況調査）

「岡山県図書館職員等研修会」用資料作成のための調査

文部科学省

学校図書館の現状に関する調査

「子ども読書の日」に関する取り組み予定調べ 等

このほかにも、県は随時、市町村に対し各種調査を実施しています。

今後、地域全体で子どもの読書活動を推進するためには、上記のような岡山県内の子どもの読書活動の実態や、各市町村、学校、図書館、民間団体等における様々な取り組み等に関する情報をデータバンク化し、子どもの読書活動に関する情報に対して多くの県民が容易に接し、活用できるようにすることが課題となっています。

施策の方向

県の専用ホームページによる関連情報の広範な提供

県内の各図書館や団体等の取り組みについての情報をはじめ、全国の様々な子どもの読書活動に関する情報への窓口となる子どもの読書専用ホームページ「子どもの読書活動情報ポータルサイト（玄関・入り口）」を開設します。

【参考】当面の関連事業 （事業概要は、P26を参照）

子ども読書活動推進専用ホームページの開設《事業番号17》



(3) 優れた取り組みの奨励と優良な図書の普及

現状と課題

子どもの読書活動の推進に向け、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行いその取り組みの奨励を図ることは、子どもの読書活動を推進する上で意義あることです。

また、優良な図書にかかる各種リスト等の関係機関への配布などを通して、家庭・地域に周知・普及することも課題となっています。

施策の方向

優れた取り組みの奨励と優良な図書の普及

国、県等の既存の表彰制度により、特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人を表彰し、その取り組みの奨励を図ります。

県立図書館は、優良な図書の普及に向け、図書館や子どもの読書団体等が作成する児童・青少年用図書の各種リスト・テキスト・リーフレット等を積極的に収集するとともに、図書館や関係機関へ配布したり、子ども読書活動推進専用ホームページで公開したりします。

【表彰制度の例】

「子どもの読書活動優秀実践校」文部科学大臣表彰

「子どもの読書活動優秀実践図書館」文部科学大臣表彰

「子どもの読書活動優秀実践団体（者）」文部科学大臣表彰

岡山県教育委員会教育関係功労者表彰

（社）読書推進運動協議会「優良読書グループ」、「読書推進賞」表彰

岡山県読書大会表彰



4 子どもの読書活動推進体制の整備

(1) 本県における子どもの読書活動推進体制の整備

現状と課題

全県的な子どもの読書活動の推進に向けて、市町村立図書館、学校など行政関係の機関、県民、ボランティア・NPO、企業等とも広く連携しながら、県民総参加のもと、子どもたちがたくさんの良い本と出会える環境づくりに取り組むことが大切です。

そのため、官民の連携・協力の具体的な方策について検討したり、関係者間の情報交換等を行ったりするため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制を整備することが課題となっています。

また、特に市町村は、身近な地方公共団体としてその役割は重要であることから、県は、市町村の実態や住民の要望等に応じた「市町村子ども読書活動推進計画」の策定を促したり、市町村相互の連携・協力体制の整備を図ったりすることが期待されています。

施策の方向

推進体制の整備

県内の総合的な読書活動の推進に向け、市町村、関係機関、民間団体等との具体的な連携・協力を図るため、岡山県子ども読書活動推進会議を設置します。

市町村の担当者を対象に、県の推進計画の趣旨、年間計画、市町村との役割分担等についての説明などを行う研修会を開催し、市町村の推進計画策定を支援します。

県の推進計画に記載されている各施策の進捗状況について把握するため、県関連事業をはじめ、県内の子どもの読書活動の推進状況について調査します。

県立図書館を中核とした市町村間相互の連携・協力体制の整備

県立図書館を県域の読書活動推進のセンターとして位置付け、県と市町村との役割分担の検討や連携・協力体制の整備に努めます。

市町村間相互の連携・協力体制の整備や市町村合併に伴う広域的なサービスのあり方等について必要な指導・助言、並びに情報提供等を行います。

【参考】当面の関連事業（事業概要は、P26を参照）
子ども読書活動推進会議の設置《事業番号18》
「市町村子ども読書活動推進計画」策定研修会《19》

(2) 民間団体間の連携・協力の促進

現状と課題

県内には、平成14年11月現在で、約100の家庭・地域文庫、読書グループが活動しています。これら民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなります。

そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、民間団体による自主的な読書ネットワークの構築に対して支援することが課題となっています。

施策の方向

読書ネットワークの構築

子どもの読書活動の活性化を図るため、岡山県子ども読書活動推進会議において、子どもの読書活動や子どもの本にかかわる民間団体主体のネットワーク組織の在り方や運営方法等について検討します。

自主的なネットワークの運営ができるよう、基金の創設等についても検討します。

家庭・地域文庫、読書グループ等と密接に情報の交換、収集、発信を行い、民間団体間の連携・協力の促進を図ります。

【読書ネットワーク活動例】

(1) 合同セミナーの開催

- ・ 県内の民間団体を対象とした読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等の実践的な研修会を開催する。

(2) 民間団体情報、子どもの読書活動関連情報の提供

- ・ 民間団体の名簿を作成・配付する。
- ・ 民間団体が実施する子どもの読書活動に関する情報誌を作成・発行する。

(3) モデル事業実施団体への助成

- ・ 他の民間団体のモデルとなる取り組みを行う民間団体に対し、活動を助成する。

【参考】当面の関連事業 (事業概要は、P25を参照)

読書ネットワークの構築《事業8》 (再掲)

5 財政上の措置

県は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

【参考】 子ども読書活動推進関連事業一覧（平成15年度以降実施予定）

番号	事業名	概要	担当課
1	絵本と出会う・親子ふれあい事業	公民館や図書館、書店がなく、絵本等にふれる機会の少ない地域において、保健師や健康づくりボランティアである愛育委員が、乳幼児の健診時に、保健センターのブックコーナーを利用して保護者に読み聞かせの方法を指導したり、育児サークルの活動に読み聞かせ等を盛り込んだりすることを通して、心身ともに健やかな乳幼児の発達に資する。	保健福祉部健康対策課
2	子育て学習推進事業	子育てやしつけなど家庭教育の在り方を見直すため、妊娠期の親、乳幼児やこれから小学校に入学する子どもを持つ親、小学校中学年の子どもを持つ親、思春期の子どもを持つ親向けなど世代別の講座を実施し、家庭教育の中での読書の在り方について啓発する。	教育庁生涯学習課
3	子育て支援ネットワークの充実	子どもの「生きる力」の基礎的な資質と能力を培う上で重要な役割を担う家庭教育の支援を図るため、子育て中の親の身近な相談相手として「子育てサポーター」を配置するとともに、様々な交流活動を実施するなど、地域において子育て支援のネットワークの形成を図る。	教育庁生涯学習課
4	「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」の配布	「家庭教育手帳」は、1) 母子健康手帳の交付を受けるとき、2) 1歳6か月児健康診査のとき、3) 3歳児健康診査のとき、4) 小学校入学前の健康診断のときに、乳幼児を持つ家庭に配布する。「家庭教育ノート」は、小学校等を通じて、小学生等を持つすべての家庭に配布する。	教育庁生涯学習課
5	県立図書館開館準備	県内図書館の中核的機能を持つ、21世紀にふさわしい県立図書館の平成16年度開館に向けて、建設工事など諸準備を進める。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
6	おはなしボランティアステップアップ講座	図書館活動、本、読書に関心があり、地域の図書館、学校、公民館等でのおはなしボランティア経験者を対象に、各地で指導者・助言者として活躍できる人材の養成を目的に開催する。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
7	県立図書館ボランティア養成講座	平成16年度秋開館予定の岡山県立図書館で児童サービス支援（読み聞かせ、ストーリーテリング、紙芝居、朗読技術等）のボランティアの養成を目的に開催する。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
8	読書ネットワークの構築	文庫活動や読み聞かせ、ストーリーテリング、本の紹介等を実施している民間団体が主体となった全県的なネットワーク構築を支援するとともに、団体が行う活動に対し支援する。 （H15：内容検討）	教育庁生涯学習課
9	「おもしろ読書事典」作成事業	児童生徒が、様々な本に興味を持ち、読書の楽しさを味わいながら本を読み進める中で、本の内容にかかわるクイズを作ったり、クイズの答えを探したりする活動を行うことができるよう、児童生徒の創意を生かした読書啓発のための事典を作成し、自主的な読書活動の推進を図る。	教育庁指導課

番号	事業名	概要	担当課
10	司書教諭研修講座	司書教諭の資質の向上を図り、県内各学校の学校図書館の機能の活用及び計画的な利用を促進する。	教育庁指導課
11	生きる力をはぐくむ読書活動推進事業	学校における学習活動、公共図書館の活動、家庭での働きかけなどを相互に連携させながら、学校・家庭・地域社会が一体となった効果的な取り組み方法について実践的な研究を行い、生きる力をはぐくむ読書活動を一層推進する。 (委託先)加茂川町、哲西町 (委託期間)平成14～15年度	教育庁指導課
12	子ども読書活動推進フォーラム in 岡山	読書活動を推進する関係者や子ども自身の参加による、地域の実情に即した子どもの読書活動の振興方策を協議するためのシンポジウム等を開催する。	教育庁生涯学習課
13	おかやまどどん読書実践事例集の作成	学校、公共図書館、地域等で、少し工夫すれば読書環境を整えることができる事例集をイラストを交えて作成する。(H15:内容検討)	教育庁生涯学習課
14	幼稚園における道徳性の芽生えを培う活動等の充実に関する調査研究	「園内環境の見直しと工夫」の一環として、「絵本に親しむ環境の工夫」に関する研究を行う。 (委託先)長船町(3幼稚園) (委託期間)平成14～15年度	教育庁指導課
15	インターネット予約システム及び資料搬送システムの開発・試行	県立図書館、県内市町村立図書館等をネットワークで結び、県民が求める資料をいつでも県内公立図書館等の蔵書から一括検索できるシステムや、県立図書館の蔵書を予約するとともに最寄りの図書館等で受け取ることができるシステムを開発・試行する。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
16	図書館職員等研修会	県内の図書館職員等を対象に、情報交換と相互理解を図るとともに、地域全体で読書活動の推進を図る具体的方策について検討する。	教育庁生涯学習課
17	子ども読書活動推進専用ホームページの開設	子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取り組みなどに関する情報を収集・提供する。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
18	子ども読書活動推進会議の設置	子どもの読書活動に関係する機関・団体の情報交換、具体的な連携・協力方策について協議し、県内の総合的な読書活動の推進を図る。	教育庁生涯学習課 総合文化センター
19	「市町村子ども読書活動推進計画」策定研修会	市町村の担当者を対象に、県の推進計画の趣旨、年間計画、市町村との役割分担等についての説明などを行う研修会を開催し、市町村の推進計画策定を支援する。	教育庁生涯学習課 総合文化センター

岡山県子ども読書活動推進計画
～おかやまどんどん読書プラン～

平成15年3月

発 行 岡山県
問い合わせ先 岡山県教育庁生涯学習課
〒700-8570 岡山市内山下2丁目4番6号
電話 086-224-2111 (内線4405)
FAX 086-224-2035
E-mail syogai@pref.okayama.jp
<http://www.pref.okayama.jp/kyoiku/syogai/dokusho/>